

通知等

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室企画専門官

除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の
適用期限の延長について

本税制については、適用期限が令和 6 年 3 月 31 日までとされていたところ、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、適用期限が令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年延長されることとなりました。

適用対象は令和 6 年 4 月 1 日以後に公共下水道の供用が開始された排水区域内の工場又は事業場において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限定され、対象となる装置について変更の措置が講じられています。

(※) 概要は別紙のとおり。

各下水道管理者におかれましては、除害施設設置促進に当たり、本税制措置の活用は有用であることから、度々発生している油脂類による管渠閉塞事象の対策等、適切な下水道の維持管理等の観点から事業者等に対し、行政指導等や融資制度の支援のほか、本税制措置の活用をお願いいたします。

なお、本税制特例措置の適用対象者以外の者に対しても、引き続き除害施設の設置の促進に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

以上

除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の概要（令和6年度）

○期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

○対象者

令和6年4月1日以後、新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業場において、既に当該区域内で事業を営んでいる者に限定する。

○税率

従前と変更ない。

【参考】

課税標準の軽減率について、5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

○対象装置

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置

【参考】制度改正前

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的处理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）

国 官 参 水 第 2 号
国 水 水 第 4 号
国 水 下 第 1 号
令 和 6 年 4 月 9 日

都 道 府 県 水 道 行 政 担 当 部 （ 局 ） 長 殿
都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
（以上地方整備局等水道・下水道事業担当部長等経由）

国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術）
水管理・国土保全局水道事業課長
下水道事業課長
（ 公 印 省 略 ）

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の運用について

令和6年3月29日付国水下企第112号国水下事第48号により、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、この運用は令和6年4月1日に遡って適用するものとする。

各都道府県におかれては貴管内の市町村（下水道事業を担当する政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

1. 定義

（1）「あわせて整備する施設」について、具体的な施設は以下のとおりとする。

- ① 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
- ② 貯水池、その他貯水に必要な施設
- ③ 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ④ 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
- ⑤ 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

⑥ 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

(2) 「汚泥資源等の肥料利用のための汚泥の重金属や肥料成分の分析調査、計画策定」について、具体的な内容は以下のとおりとする。

- ① 汚泥の肥料利用に係る計画の策定・改定に必要な調査・検討の実施
- ② 肥料原料及び肥料に対する重金属・肥料成分等の成分分析調査及び物性分析調査の実施
- ③ 肥料の試作の実施（既に肥料登録されているものについて、従来と異なる性状へ加工・調整することを含む）
- ④ 植物試験・圃場試験等、肥料の性能の確認・実証
- ⑤ 成分・物性の分析調査、肥料の試作及び肥料の性能の確認・実証に必要な機械・機器類の整備（貸借を含む）
- ⑥ 肥料法における肥料登録に必要な経費（定期的な分析が必要な場合は、肥料登録から1年間の分析費用を含む）

2. 事業計画の内容

事業計画に定める主な事項は以下のとおりとする。

- (1) 事業主体、事業種別及び実施箇所
- (2) 実施事業
- (3) 事業の目的
- (4) 事業の内容及び年度計画
- (5) 補助金の算定根拠
- (6) 費用効果分析の結果（必要な場合のみ）
- (7) 位置図等

3. その他

上下水道DX推進事業について、本事業の趣旨に合致する事業として新たに要望するものについては、事前に担当課と協議を行うこと。

(様式) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業 事業計画書

1 事業主体、事業種別及び実施箇所

事業主体：

事業種別：

実施箇所：

(記載例)

事業主体：〇〇県、〇〇市、〇〇企業団、

事業種別：水道、簡易水道、用供、公共下水道、流域下水道、都市下水路

実施箇所：〇〇浄化センター、〇〇処理場、〇〇公共下水道区域

2 実施事業

〇〇〇〇〇〇事業

(記載例)

上下水道施設再編推進事業、上下水道施設耐震化推進事業、官民連携等基盤強化推進事業

上下水道DX推進事業、業務継続計画策定事業、汚泥資源肥料利用推進事業

3 事業の目的

〇〇〇×××■ ■ ■

(記載例)

(上下水道施設再編推進事業記載例)

〇〇県〇〇市水道事業及び公共下水道事業において、上下水道が連携してより効率的な施設の配置を検討することによって、将来的なランニングコストの縮減等を図る。

(上下水道施設耐震化推進事業記載例)

〇〇県〇〇市水道事業及び公共下水道事業において、地震時においても避難所等の重要施設の機能確保のため、上下水道が連携して計画的に耐震化を進めるために必要な計画策定を行い、水道事業、下水道事業でそれぞれの優先すべき課題を明らかにし、効率的な耐震化の実現を図る。

(官民連携等基盤強化推進事業記載例)

〇〇市において、上下水道一体のコンセッション事業による一体的な管理、運営の実施を行うために必要な検討を行うことにより、令和〇年度までにコンセッションの導入を

図る。

(上下水道DX推進事業記載例)

〇〇市水道事業において、スマートメーターを導入し効率的な維持管理を図り、水道サービスの質の向上とともに維持管理に掛かるランニングコストの削減を図る。

(業務継続計画策定事業記載例)

〇企業団水道事業において、災害等の非常事態においても業務継続が図られるように業務継続計画を策定する。

(汚泥資源肥料利用推進事業記載例)

〇〇県下水道事業において、下水汚泥の肥料化に向けて分析にかかる必要は調査等を実施し、下水汚泥の肥料化を図る。

4 事業の内容及び年度計画

(1) 事業内容

〇〇〇××× ■■■

(記載例)

(上下水道施設再編推進事業記載例)

〇〇県施設再編計画の策定

- ・施設配置の検討
- ・建設・維持管理費の比較

(上下水道施設耐震化推進事業記載例)

〇〇市上下水道施設耐震化計画の策定

- ・既存施設の耐震化調査
- ・耐震化が必要な重要施設の優先度の検討

(官民連携等基盤強化推進事業記載例)

検討レベル：コンセッション方式、レベル 3.5（他分野連携+他地方公共団体連携）、
レベル 3.5（他分野連携（上下水道一体））、レベル 3.5（他地方公共団体連携（広域化・共同化））、レベル 3.5（水道・下水道分野のみ）

スキーム：更新実施型、更新支援型

（※複数の方式が混在する場合：処理場→更新実施型、管渠→更新支援型）

検討内容 : 導入可能性調査 (FS)、資産評価 (DD)、マーケットサウンディング (MS)、
実施方針公募資料作成、事業者選定

検討詳細 : ○○市において、上下水道一体のコンセッション方式の導入に向けた
導入可能性調査を行い、他分野連携の可能性の有無等について検討する。

(上下水道D X推進事業記載例)

○○地区スマートメーター導入事業
スマートメーターの設置 (50 カ所)

(業務継続計画策定事業記載例)

○○市上下水道事業業務継続計画の策定
・上下水道施設の応急復旧フロー策定

(汚泥資源肥料利用推進事業記載例)

汚泥成分分析機器の設置
農林水産省手引きに基づく、脱水汚泥および焼却灰の重金属分析 (年 4 回)

(2) 年度計画

(記載例)

令和○年：事業契約

令和○年度～○年度：設計・建設期間

令和○年度：完成・運転開始

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10～R30
項目	入札・契約事務	設計・建設			維持管理・運営

(3) 上下一体で取り組むメリット

○○○××× ■■■■

(記載例)

(上下水道施設再編推進事業記載例)

取水施設の位置の見直しによるランニングコストの低減

(上下水道施設耐震化推進事業記載例)

地震時の重要施設のライフラインの確保を速やかに行えるように予め、水道、下水道の復旧フローを策定することにより、地震時の速やかな機能の確保を図ることができる。

(官民連携等基盤強化推進事業記載例)

上下水道一体のコンセッション事業によるスケールメリットの増加によるコスト縮減。

(上下水道D X推進事業記載例)

スマートメーターを導入し、下水道施設の効率的な運転管理や、施設更新に当たって、ダウンサイジングの検討に利用する。

(業務継続計画策定事業記載例)

大規模地震の発生時等の緊急時における上下水道の職員の融通について新たに定め、柔軟な組織運用を可能にする。

(汚泥資源肥料利用推進事業記載例)

下水汚泥と浄水発生土を組み合わせコンポストの開発を実施する。

5 補助金の算定根拠

(記載例)

総事業費 約〇〇億円

単位：百万円

年度		R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	計	備考
総事業費（税込）								
	〇〇施設							
	〇〇機械設置							
	〇〇機械							

6 費用効果分析の結果（必要な場合のみ）

B／C：〇（B：総便益〇億円、C：総費用●億円）

7 位置図等

※事業の施行箇所や、概要がわかるものがあれば添付すること

事務連絡
令和6年4月12日

北海道開発局	河川計画管理官	殿
	都市事業管理官	殿
各地方整備局	河川計画課長	殿
	地域河川課長	殿
沖縄総合事務局	河川課長	殿
	建設産業・地方整備課長	殿

国土交通省 水管理・国土保全局
治水課 課長補佐
大臣官房参事官（上下水道技術）付 課長補佐

流域水害対策計画の策定フローについて

特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域治水」の推進については、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）」について（令和3年11月1日国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）」等を踏まえ、鋭意取り組まれているところですが、同法4条に基づく流域水害対策計画について策定フローを別添のとおりとしますので、よろしくお取り計らい願います。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 12 日

各都道府県河川主管課長、下水道主管課長等 殿
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 殿
各政令指定都市河川主管課長、下水道主管課長等 殿
特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
治水課 課長補佐
大臣官房参事官（上下水道技術）付 課長補佐

流域水害対策計画の策定フローについて

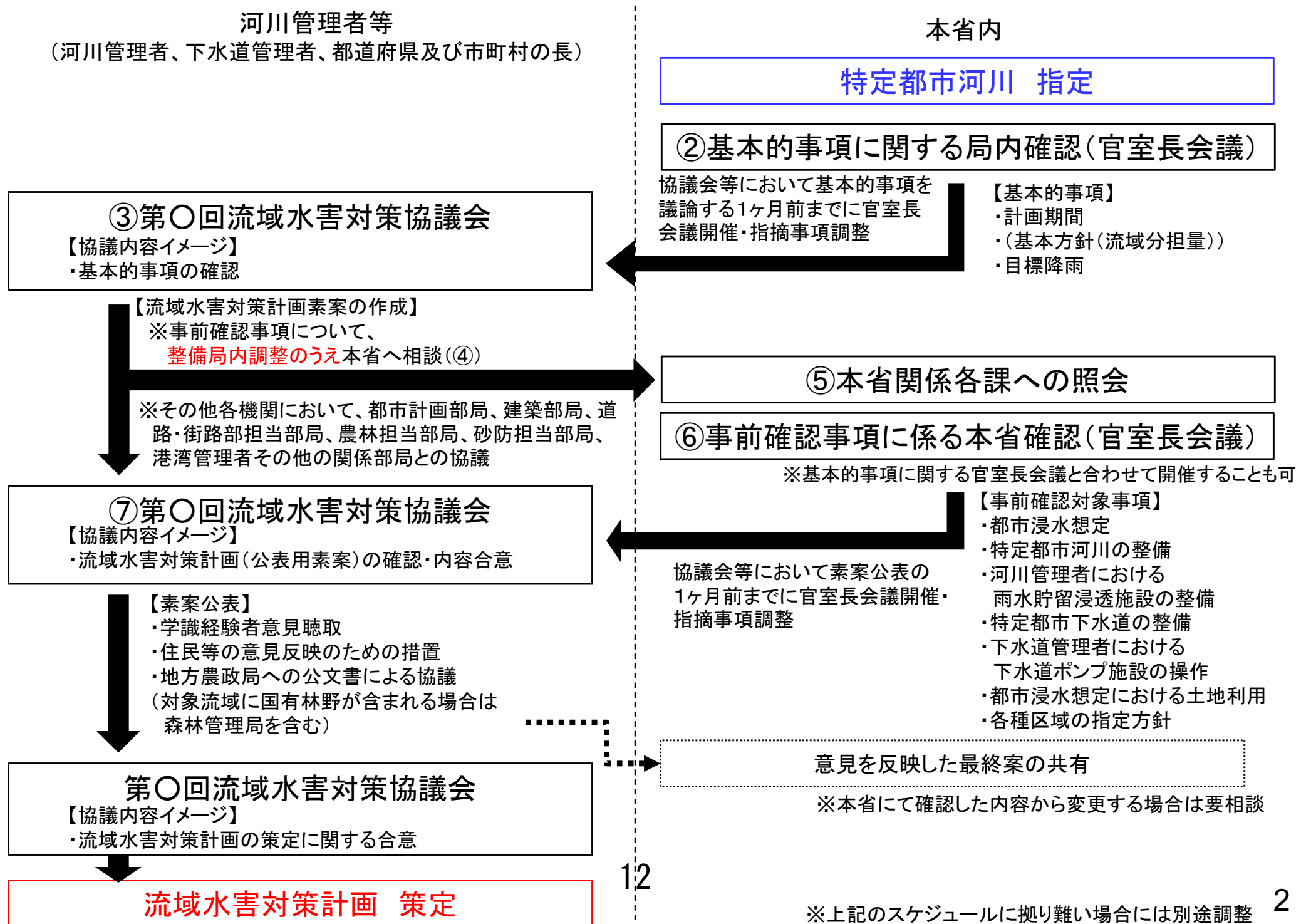
特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域治水」の推進については、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）」について（令和3年11月1日国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）」等を踏まえ、鋭意取り組まれているところですが、同法4条に基づく流域水害対策計画について策定フローを別添のとおりとしますので、よろしくお取り計らい願います。

流域水害対策計画策定のための官室長会議について（大臣指定）

- 大臣指定の特定都市河川における流域水害対策計画の策定にあたって、記載事項のうち流域水害対策計画の根幹となり河川整備計画と密接に関連する青枠の基本的事項については、流域水害対策協議会での協議前に水管理・国土保全局内にて内容確認を行うこととする。
- また、記載事項のうち赤字で記載の事項について対外的に公表を行う際には、事前に本省内関係各課室の確認を取ることとする。
- 確認の方法について、流域水害対策協議会等での公表の1ヶ月前までに該当部署の官室長会議を開催し、意見の対応を反映させたうえで公表までに内容確認を完了する。

流域水害対策計画に記載する事項 青枠が基本的事項 赤字が事前確認対象

- 一 計画期間
- 二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- 三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- 四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（都市浸水想定）
- 五 特定都市河川の整備に関する事項
- 六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- 七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（汚水のみを排除するためのものを除く。）
- 八 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】
- 九 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- 十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設（河川に下水を放流するためのものに限る。）の操作に関する事項
- 十一 第四号（都市浸水想定）の区域における土地の利用に関する事項
- 十二 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
- 十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- 十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項



※原則以下の流れとするが、これに拠り難い場合には別途調整

①事前協議(③の2ヶ月前までに完了)

地方整備局(河川部・建政部) ➡ 治水課(減災室・地区担当・直轄/補助河川)、大臣官房参事官(上下水道技術)

※各部局から関連する本省部局と各々調整

河川計画課(計調室)

・計画期間、基本方針(流域分担量)、目標降雨、(都市浸水想定、)河川整備内容(概要)、流域対策内容(概要)、計画策定スケジュール等を提示し協議



概ね協議完了と判断(指摘事項等を反映)

②官・室長会議(③の1ヶ月前までに実施)

【事務局】

治水課(減災室)
大臣官房参事官(上下水道技術)
※治水課減災室を窓口とする

【説明者】

地方整備局
(河川部・建政部)

【参加者】

(河川計画課)河川計画調整室長 (治水課)流域治水企画官、流域減災推進室長
(大臣官房参事官(上下水道技術)付)流域下水道計画調整官

・検討の手戻りがないよう、基本的事項についてオーソライズ



指摘事項等を反映、公表資料案を減災室・大臣官房参事官(上下水道技術)へ提出(本省関係各課室の照会期間は最低1週間確保)

③流域水害対策協議会

・本省内で確認をした基本的事項について流域水害対策協議会にて検討
・今後の進め方についての確認



○ 施行通知の記載に基づき、整備局内において関係部署での調整を行い、整備局内にて合意した内容にて本省への事前確認を行うこととする。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について
(令和3年11月1日都市局長、水管理・国土保全局長、住宅局長通知)

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

3. 流域水害対策計画の拡充について(特定都市河川浸水被害対策法第4条関係)

(2)流域水害対策計画の位置付け【抜粋】

流域水害対策計画に定める都市浸水想定や土地の利用に関する事項等は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の立地適正化計画に定める防災指針等に位置付けられる防災まちづくりの方向性にも関係する。このため、流域水害対策協議会等の場を活用し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・連携を図りつつ、関係部局が緊密に連携し、地域の防災まちづくり及び浸水被害対策を推進することが重要であり、計画事項の検討の際は、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)」を参考とされたい。なお、検討過程で確認された課題は、必要に応じて、立地適正化計画等の都市計画関係制度で対応を検討することも考えられる。



流域水害対策計画に記載する事項のうち、「十一 第四号(都市浸水想定)の区域における土地の利用に関する事項」「十二 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針」「十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項」といった事項については、まちづくりに関する部局の意見も反映させる必要がある。

そのため、これらの事項については整備局内においてあらかじめ河川・下水道部門とまちづくり部門において内容について調整のうえ、合意した内容にて本省への事前確認を行うこととする。なお、整備局内での合意にあたっては、適宜流域治水推進室の枠組みを活用されたい。

※原則以下の流れとするが、これに拠り難い場合には別途調整

④事前協議(⑦の2ヶ月前までに完了)

地方整備局(河川部・建政部) ➡ 治水課(減災室・地区担当・直轄/補助河川)、大臣官房参事官(上下水道技術)、計調室

・事前確認事項に該当している項目の素案を提示し協議

※現行の河川整備計画に記載している内容を超える河川整備を位置付ける場合には計調室・治水課直轄担当へ協議(必要に応じて、計調室にて河川整備計画変更の手続きに準じた会議等を開催)。

↓ 概ね協議完了と判断

⑤本省関係各課協議(メールによる意見照会:⑦の2ヶ月前に実施)

【窓口】

治水課(減災室)
大臣官房参事官(上下水道技術)

【照会先】

➡ 河川計画課(計調室)、治水課(直轄/補助河川)、河川環境課(水防企画室)、都市計画課、建築指導課
※その他必要に応じて関係課室に照会

・本文素案について照会を行い、2週間を目処に回答

↓ 各課室の協議完了と判断(指摘事項等を反映)

⑥官・室長会議(⑦の1ヶ月前までに実施)

【事務局】

治水課(減災室)
大臣官房参事官(上下水道技術)
※治水課減災室を窓口とする

【説明者】

地方整備局
(河川部・建政部)

【参加者】

(河川計画課)河川計画調整室長 (治水課)流域治水企画官、流域減災推進室長
(大臣官房参事官(上下水道技術))流域下水道計画調整官

・検討の手戻りがなく、事前確認事項についてオーソライズ
※各課確認において必要に応じて関係各課も参加

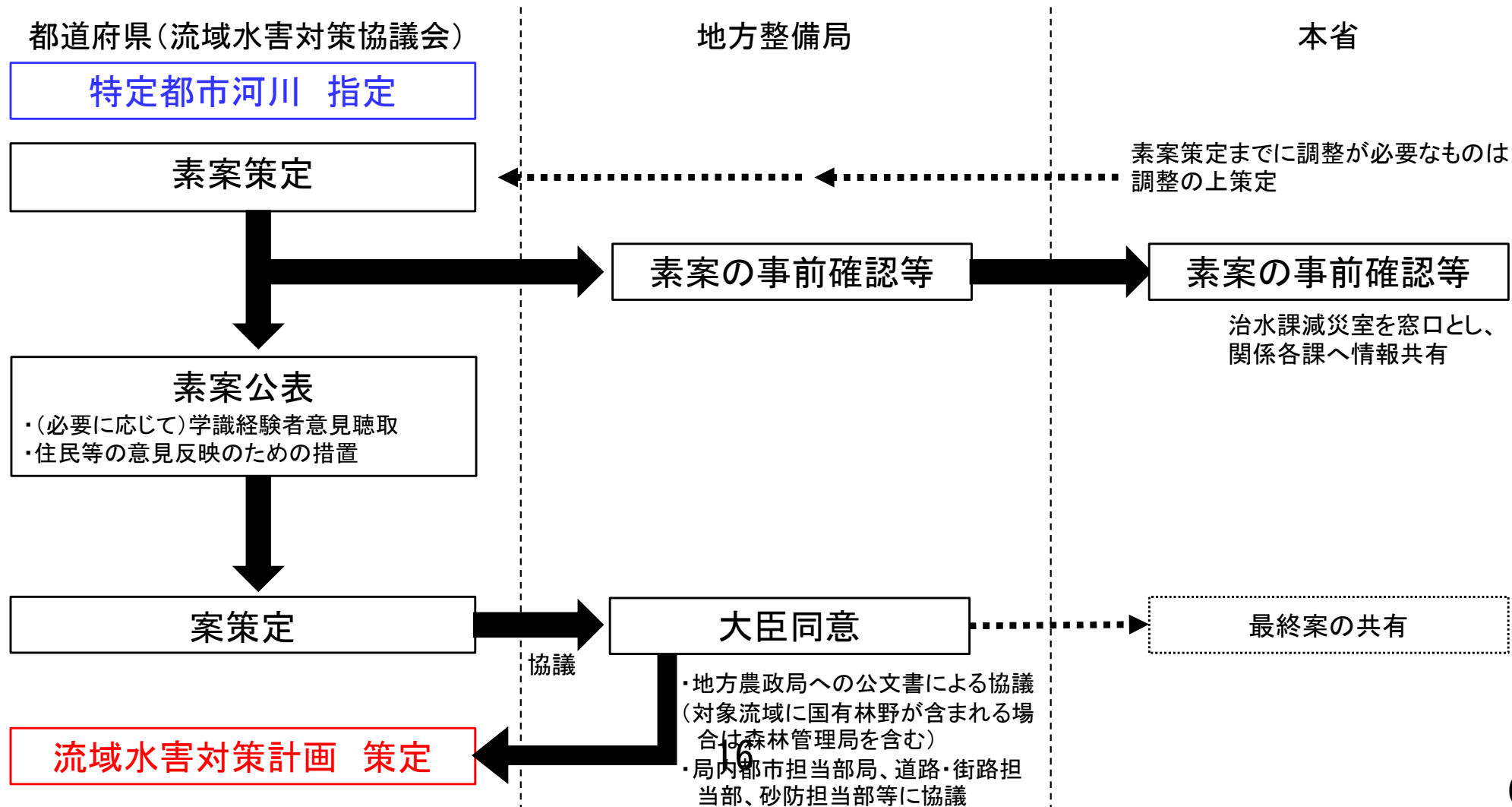
↓ 指摘事項等を反映、本文案を減災室・大臣官房参事官(上下水道技術)へ提出(本省関係各課室の照会期間は最低1週間確保)

⑦流域水害対策協議会

・流域水害対策計画(公表用素案)の確認・内容

流域水害対策計画策定のための官室長会議について（知事指定）

- 知事指定特定都市河川における流域水害対策計画の策定にあたっては、法において、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされている。
- 大臣同意に関する事務は地方整備局においておこなうが、現時点で法改正後の流域水害対策計画策定事例が少ないことから、当面の間、素案の段階で地方整備局を通じて本省に情報提供し、内容を確認することとする。



各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
下水道事業課長

官民連携手法を活用した場合の下水道における監督管理等及び
維持管理に関する下水道法第 22 条における有資格者の配置等について

下水道の維持管理については、民間事業者の創意工夫を活かし、事業の効率化を進めるため、処理施設又はポンプ施設（以下、「下水処理場等」という。）の維持管理における性能発注を基本とした包括的民間委託の実施について積極的に推進するよう通知（平成16年 3 月30日 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知）しております。

また、包括的民間委託における下水処理場等の維持管理にあつては、受託した民間事業者が、下水処理場等の運転管理等に関して、実質的な責任を負うのであれば、民間事業者側に下水道法第22条に規定する資格を有する者（以下、「有資格者」という。）を置けばよく、下水道管理者側に置く必要がないこと等について、通知（平成17年 3 月31日 国都下管第13号 下水道管理指導室長通知）しております。

その後、社会情勢の変化に伴い、中小市町村等を中心として、下水道の実施設又は工事の監督管理（以下、「監督管理等」という。）や下水処理場等の維持管理に従事する技術者や職員の確保がさらに厳しい傾向が見られます。下水道サービスの安定的な提供のためには、官民連携手法も活用しながら、適切な運営体制を確保することが必要です。現在では、維持管理中心の包括的民間委託以外に新たな官民連携の手法であるウォーターPPPをはじめとする多様な官民連携手法の導入も進んでおり、下水処理場等の維持管理のみではなく、監督管理等についても、受託事業者に包括的に委ねられる場合があります。

また、近年では、複数の地方公共団体における下水処理場等の維持管理について、ICTの活用等による複数の処理施設等の集中管理が可能となっております。

これらを踏まえて、官民連携手法を活用した場合の下水道における監督管理等及び下水処理場等の維持管理に関する有資格者の配置並びに適切な集中管理設備を備えた下水処理場等における維持管理に関する有資格者の配置について改めて整理しました。

下水道管理者においては、下記事項に留意の上、積極的に下水道事業運営体制の確保に取り組むようお願いいたします。

なお、「下水処理場等の維持管理に関する技術水準の維持向上等について」（平成17年3月31日 国都下管第13号 下水道管理指導室長通知）は廃止します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

記

1. 有資格者の取扱い等について

官民連携手法は、性能発注の考え方に基づく民間委託であり、民間事業者が、監督管理等及び下水処理場等の維持管理を適切に実施することで、一定の性能が確保できるのであれば、監督管理等、処理施設又はポンプ施設の運転方法の詳細等は民間事業者の自由裁量に委ねるという考え方である。

監督監理等、下水処理場等の維持管理等に関する専門的な業務は、下水道法第22条に基づき、有資格者が実施することとされているところ、受託した民間事業者が、委託された専門的な業務について実質的な責任を負うのであれば、民間事業者側に有資格者を配置すればよく、下水道管理者側に配置する必要はない。（この場合、任意に下水道管理者側に配置することを妨げるものではない。）

一方、従来からの仕様発注においては、受託した民間事業者は下水道管理者の補助者的役割であり、下水道施設の実施設計や監督管理、処理場等の運転管理等の責任が下水道管理者に残ることから、従来どおり下水道管理者側に有資格者を配置する必要がある。

<官民連携手法における有資格者の配置>

官民連携手法 (性能発注の場合)	委託業務	
	監督管理等	下水処理場等の 維持管理
包括的民間委託	下水道管理者側	<u>民間事業者側</u>
指定管理者制度	下水道管理者側	<u>民間事業者側</u>
管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型)	下水道管理者側	<u>民間事業者側</u>
管理・更新一体マネジメント方式 (更新支援型) ※CMを含む	<u>民間事業者側</u>	<u>民間事業者側</u>
管理・更新一体マネジメント方式 (更新実施型)	<u>民間事業者側</u>	<u>民間事業者側</u>
P F I (コンセッション方式)	<u>民間事業者側</u>	<u>民間事業者側</u>

(注1) ウォーターPPPについては、民間事業者の業務範囲に応じて分類した。

(注2) 管理するすべての施設や業務を当該手法により一括委託する場合に限る。管理する施設のうち一部の施設の管理を下水道管理者に残す場合は、従来どおり下水道管理者側に有資格者を配置する必要がある。

2. 下水道法第22条第2項における有資格者の配置について

近年では、複数の地方公共団体において、下水処理場等の維持管理を行ううえで、ICTの活用等による複数の下水処理場等の集中管理が可能となっていることから、適切な集中管理設備を備えた下水処理場等に有資格者が1名配置されていれば、差し支えない。

3. 下水道管理者の技術力の確保について

官民連携手法の導入により事業運営を民間事業者に任せることとなるが、民間事業者の業務状況やサービス水準等を下水道管理者が適正に評価・監視する

モニタリングが非常に重要となる。そのため、下水道管理者においても、引き続き必要な技術力の確保に努めていただきたい。

維持管理

下水道施設の維持管理・・・全手法で民間事業者側の配置で可。（※管路については、有資格者の配置は不要。）

実施設計・工事の監督管理等

設計図書の作成や工事の監督管理・・・①管理更新一体マネジメント方式（更新支援型）：民間事業者が、地方公共団体の更新業務を支援し、更新は地方公共団体で実施。

②管理更新一体マネジメント方式（更新支援型※CM方式）：民間事業者が、コンストラクションマネジメント方式により地方公共団体の更新業務を支援。

③管理更新一体マネジメント方式（更新実施型）：民間事業者が施設更新を実施。

④PFI（コンセッション方式）：民間事業者が施設更新を実施。

※②～④において、契約範囲外の工事がある場合は、下水道管理者側で施工する必要があり、下水道管理者側に有資格者配置が必要。

計画設計

基本構想・全体計画等の作成・・・事業計画で定める内容に基づいており、民間事業者による委託は不可。

<PPP/PFI手法における下水道技術者の配置について>

※○は、今回通知により有資格者の配置要件の緩和される対象。

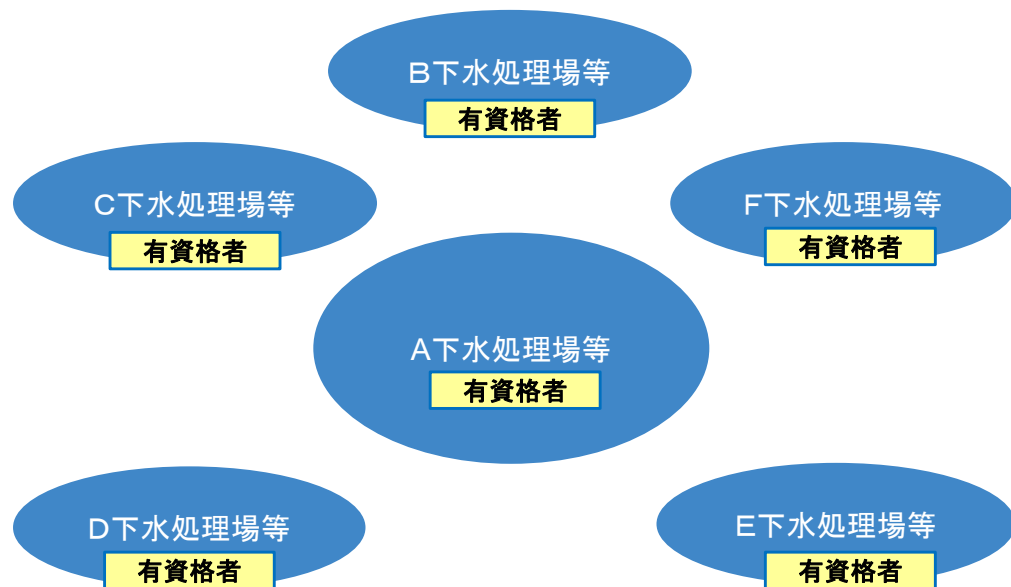
	PPP/PFI手法		定義	事業一般的 間	維持管理			監督管理等			計画設計		
					・保守 ・点検 ・運転 ・管理	薬品等 調達	補修・ 修繕	建設・ 設計・ 改築	資金調達	料金収受	計画策定	合意形成・ 政策決定	公権力 行使
レベル 1～3	包括的 民間委託	処理場・ ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約を基本とする方式。	3～5年	○								
		管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式。	3～5年									
	指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理・運営を民間事業者に委任する方式。	3～5年	○								
レベル 3. 5	管理・更新一体マネジメント方式 （更新支援型）		コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者が更新計画案までの作成等を行う方式。	10年	○								
	管理・更新一体マネジメント方式 （更新支援型）※CMを含む		コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者がCM方式により更新業務を支援する方式。	10年	○	※1		○					
	管理・更新一体マネジメント方式 （更新実施型）		コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、コンセッション方式への段階的な移行形式のうち、維持管理と更新を一体的にマネジメントし、民間事業者の裁量により更新業務を行う方式。	10年	○			○			※2		
レベル 4	PFI（コンセッション方式）		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式。	10～20年	○			○					

※1 仕様発注の場合を除く。

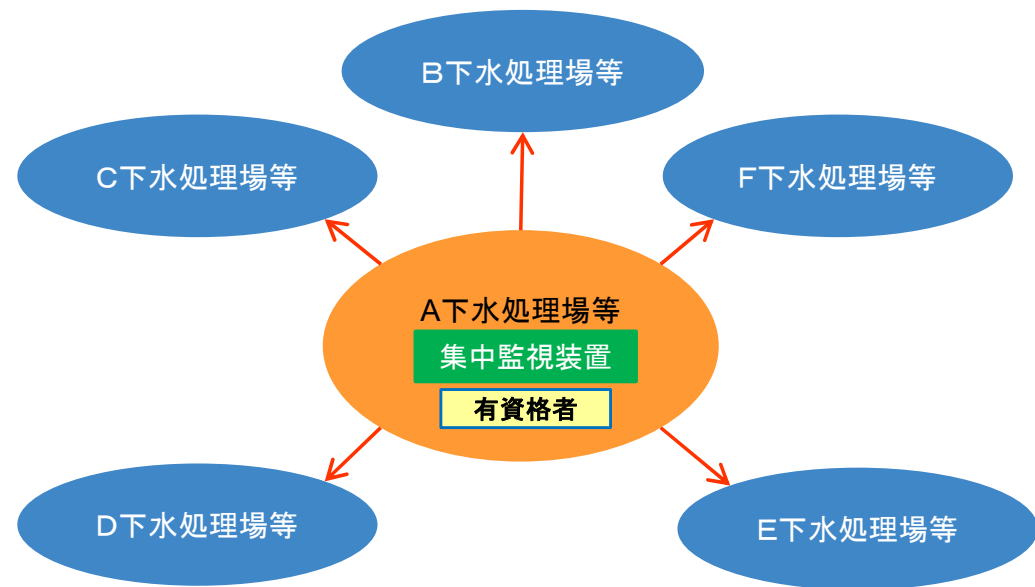
※2 全ての施設を一括委託する場合。

- ・下水処理施設又はポンプ施設(以下「下水処理場等」という。)の維持管理を行う技術者のうち技術上の責任者は、下水道法第22条第2項に定める資格を有する者を原則として下水処理場等ごとに配置する必要がある。
- ・近年ではICTの活用により、複数の下水処理場等の集中管理が可能となっており、適切な集中管理設備を備えた下水処理場等に有資格者が配置されていれば差支えない。

通常の下水処理場等運営における有資格者配置



下水処理場等運営を集中管理している場合の有資格者配置



各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
下水道事業課長

民間企業等に従事した経験を下水道法第 22 条第 1 項及び第 2 項に
定める資格取得に必要な実務経験に加算することについて

下水道の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計（以下、「計画設計」という。）、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計又は工事の監督管理、排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理若しくは下水処理場等の維持管理を実際に行う技術者は、下水道法第 22 条第 1 項又は第 2 項に定める資格（以下、「法定資格」という。）を有する者であることが必要です。

この法定資格について、計画設計又は実施設計、工事の監督管理の資格を有するためには、下水道法施行令第 15 条で定める学歴に応じた技術上の実務に従事した経験年数等が必要です。また、下水処理場等の維持管理の資格を有するためには、下水道法施行令第 15 条の 3 で定める学歴に応じた維持管理に関する技術上の実務に従事した経験年数等が必要です。

近年では、下水道の計画設計又は実施設計、工事の監督管理、下水処理場等の維持管理の業務を民間企業に委託する地方公共団体が増加しており、民間企業においても地方公共団体と同様の技術上の実務に従事し、経験を有する人材が増加しています。

また、人材確保の幅を広げ人事の活性化を図る等の目的から、一定の社会人経験を有する人材を対象に、いわゆる経験者採用試験を実施し中途採用を行う地方公共団体が増加しています。

これらを踏まえ、中途採用以前の職務経歴等において、民間企業又は他の地方公共団体（以下、「民間企業等」という。）における設計又は工事の監督管理に関する下水道等（下水道法施行令第 15 条で定める施設）の技術上の実務、下水道等（下水道法施行令第 15 条の 3 で定める施設）の維持管理に関する技術上の実務を経験している場合には、これらの経験についても資格取得に必要な実務経験として加算が可能と整理したので通知します。

なお、下水道法施行令第 15 条又は第 15 条の 3 に定める実務経験としての加算が可能と考えられる民間企業等における業務内容は、別紙のとおりですので、参考にしてください。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

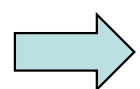
加算可能な実務経験（具体的な業務例）

下水道の設計又は工事の監督管理 （下水道・上水道・工業用水道・河川・道路に関する技術上の実務）	下水処理場等の維持管理 （下水道・上水道・工業用水道・し尿処理施設の維持管理に関する技術上の実務）
● 終末処理場、汚水・雨水ポンプ場計画の策定（流入水量の検討、維持管理方針の検討など） 等 ● 汚水・雨水管きょ計画の策定（幹線・枝線ルートの設定、水理計算など） 等 ● 処理による水質向上の見通しの策定（削減負荷量計算など） 等 ● 浄水場・ポンプ場計画の策定（流入水量の検討、維持管理方針の検討など） 等 ● 送水管・配水管計画の策定（幹線・枝線ルートの設定、水理計算など） 等 ● 構造計算や詳細な工事図面の作成（平面図、断面図、構造図、仮設図など） 等 ● 設計書、図面、仕様書等に基づく工事の監督管理（施工確認、受注者への指示・協議など） 等	● 処理施設におけるごみや砂の除去、有機物の生物処理等 ● 消化・濃縮・脱水・焼却等のプロセスによる汚泥処理 等 ● ポンプ場における流入下水水量調整のためのゲート操作、運転制御 等 ● 浄水施設におけるごみや砂の除去、薬品等による浄水処理 等 ● ポンプ場における流入水量調整のためのゲート操作、運転制御 等 ● 浄水施設におけるごみや砂の除去、薬品等による浄水処理 等 ● ポンプ場における流入水量調整のためのゲート操作、運転制御 等 ● 処理施設におけるごみや砂の除去、有機物の生物処理等 ● 消化・濃縮・脱水・焼却等のプロセスによる汚泥処理 等

民間企業等から地方公共団体の職員として採用した場合の 下水道法第22条第1項及び第2項に定める実務経験年数の運用について

趣旨

- ・近年、下水道の計画設計又は実施設計、工事の監督管理、下水処理場等の維持管理の業務を民間企業に委託する地方公共団体が増加し、民間企業においても、地方公共団体と同様の技術上の実務に従事し、経験を有する人材が増加。
- ・下水道法第22条第1項及び第2項に定める資格取得には下水道等に係る実務経験年数が必要。



民間企業等から地方公共団体の職員を採用した場合の資格取得に必要な実務経験年数は、民間企業等において同種業務の経験がある場合には、資格取得に必要な実務経験に加算することが可能。

加算可能な実務経験(具体的な業務例)

下水道の設計又は工事の監督管理

(下水道・上水道・工業用水道・河川・道路に関する技術上の実務)

- 終末処理場、汚水・雨水ポンプ場計画の策定(流入水量の検討、維持管理方針の検討など) 等
- 汚水・雨水管きょ計画の策定(幹線・枝線ルートの設定、水理計算など) 等
- 処理による水質向上の見通しの策定(削減負荷量計算など) 等
- 浄水場・ポンプ場計画の策定(流入水量の検討、維持管理方針の検討など) 等
- 送水管・配水管計画の策定(幹線・枝線ルートの設定、水理計算など) 等
- 構造計算や詳細な工事図面の作成(平面図、断面図、構造図、仮設図など) 等
- 設計書、図面、仕様書等に基づく工事の監督管理(施工確認、受注者への指示・協議など) 等

下水道の維持管理

(下水道・上水道・工業用水道・し尿処理施設の維持管理に関する技術上の実務)

- 処理施設におけるごみや砂の除去、有機物の生物処理等
- 消化・濃縮・脱水・焼却等のプロセスによる污泥処理 等
- ポンプ場における流入下水流量調整のためのゲート操作、運転制御 等
- 浄水施設におけるごみや砂の除去、薬品等による浄水処理 等
- ポンプ場における流入水量調整のためのゲート操作、運転制御 等
- 浄水施設におけるごみや砂の除去、薬品等による浄水処理 等
- ポンプ場における流入水量調整のためのゲート操作、運転制御 等
- 処理施設におけるごみや砂の除去、有機物の生物処理等
- 消化・濃縮・脱水・焼却等のプロセスによる污泥処理 等

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 269 について
（令和5年度とりまとめ）

1. 維持管理作業事故

令和6年3月は4件（死亡：0件、負傷：4件）の事故報告があり、令和5年度の合計は39件（死亡：0件、負傷39件）となりました。令和4年度の合計28件（死亡：0件、負傷28件）と比べると11件の増加となっています。

3月の主な負傷事故の事例として、負傷事故の事例として、焼却設備の点検中、漏洩した苛性ソーダが滞留した雨水排水ピット内に誤って入ってしまい負傷するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和6年3月は7件（死亡：0件、負傷：7件、物損：0件）の事故報告があり、令和5年度の合計は117件（死亡：5件、負傷74件、物損38件）となりました。令和4年度の合計は105件（死亡：6件、負傷：73件、物損26件）と比べると12件の増加となっています。

負傷事故の事例として、既設管撤去時に掘削作業中の側面の土砂が崩落し、作業員の胸まで埋まり負傷した事故が発生しました。

また、令和5年度に発生した5件の死亡事故の内訳は、硫化水素中毒の疑い（1件）、墜落・転落（1件）、土砂崩壊（3件）です。下水道管理者においては、引き続き、受注者を通じて下請業者に対しても、酸素濃度等の測定、土留め工の徹底の他、作業手順に基づくKY活動の実施など、安全管理に努めるよう指導していただくとともに、安全パトロールの継続的な実施により受注者の安全管理に対する意識改革を促進し、下水道工事現場における事故の未然防止をお願いします。

3. 水質事故等

令和6年3月は1件（水質事故：1件、その他案件：0件）の事故報告があり、令和5年度の合計は37件（水質事故：32件、その他案件：5件）となりました。

令和４年度の合計３６件（水質事故：２９件、その他案件：７件）と比べると１件の増加となっています。

３月の主な水質事故の事例として、可とう継手部および配水管の破損により汚水がポンプ場内に溢水し、汚水の一部が場外に流出する事故が発生しました。

４．発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

HP: https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いいたします。

HP: https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤：sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事務担当）

林：hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武：yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 5 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 6 年 3 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事務
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和6年3月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (28)	39 (28)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (28)	39 (28)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)	20 (22)	22 (23)	30 (26)	35 (26)	39 (28)	—	—
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	5 (6)	5 (6)
	2. 負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	8 (9)	9 (8)	8 (9)	9 (4)	7 (5)	74 (73)	74 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	7 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	10 (9)	9 (8)	9 (9)	11 (4)	7 (6)	79 (79)	79 (79)
	累計	6 (4)	6 (10)	13 (12)	15 (22)	19 (28)	25 (36)	33 (43)	43 (52)	52 (60)	61 (69)	72 (73)	79 (79)	—	—
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	5 (6)	5 (6)
	2. 負傷事故	8 (4)	4 (8)	10 (5)	2 (12)	9 (8)	6 (11)	12 (11)	10 (10)	11 (9)	16 (12)	14 (4)	11 (7)	113 (101)	113 (101)
	合計	8 (4)	4 (10)	10 (5)	2 (15)	9 (8)	6 (11)	12 (11)	12 (10)	11 (9)	17 (12)	16 (4)	11 (8)	118 (107)	118 (107)
	累計	8 (4)	12 (14)	22 (19)	24 (34)	33 (42)	39 (53)	51 (64)	63 (74)	74 (83)	91 (95)	107 (99)	118 (107)	—	—

※下段()書きは前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年3月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	2 (3)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (1)	16 (10)
	2. 政令市	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (4)
	3. 一般市	1 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (4)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	5 (3)	1 (0)	1 (0)	15 (12)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (26)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (4)
	3. 処理場	1 (0)	2 (0)	2 (2)	0 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (3)	1 (1)	0 (1)	4 (2)	5 (0)	4 (2)	24 (13)
	4. ポンプ場	1 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
	5. その他	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (26)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷事故	2 (0)	4 (3)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (25)
	1. 墜落・転落	1 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	2 (0)	2 (2)	18 (7)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (7)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	5. 転倒	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (0)	1 (0)	9 (2)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	12. 公衆災害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (4)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (26)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (4)
	2. 委託先業者	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	6 (3)	5 (0)	4 (1)	34 (21)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	②負傷	1 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (2)	4 (2)	0 (2)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	6 (3)	5 (0)	4 (1)	34 (21)
	3. 第三者	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	②負傷	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	合計	2 (0)	4 (4)	3 (3)	0 (5)	5 (2)	0 (3)	4 (4)	2 (1)	2 (1)	8 (3)	5 (0)	4 (2)	39 (26)
	累計	2 (0)	6 (4)	9 (7)	9 (12)	14 (14)	14 (17)	18 (21)	20 (22)	22 (23)	30 (26)	35 (26)	39 (28)	-

※()書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年3月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
3月										
1	R6.3.6	1. 都道府県	処理場	⑤転倒	し渣(かす)スクリーンに溜まったし渣を、日常点検により清掃した際、除去したし渣により床面(編銅板)が濡れ、その上を歩行した時に滑って転倒した。その際に、両腕を伸ばして床に両手をついた。	・グループ長による定常作業・非定常作業の判断確認の徹底 ・定期的な配置転換(運転・保守)及び保守作業・危険予知の教育(OJT)の実施 ・作業手順・マニュアルの作成	委託先業者	47	男	右腕骨折
2	R6.3.8	1. 都道府県	処理場	⑭その他	焼却設備の点検中、漏洩した苛性ソーダが滞留した雨水排水ピット内に誤って入ってしまい、左足のくるぶしより下に軽度の火傷を負った。	・雨水排水ピットにグレーチング蓋を設置し転落を防止。 ・場内の同様な薬品ピットの状況を調査し、問題がないことを確認済み。 ・今後は薬品ピットに液体が滞留した場合はPHを確認し速やかに処理する様、維持管理マニュアルに追加する。	委託先業者	33	男	軽度の火傷
3	R6.3.18	3. 一般市	処理場	①墜落・転落	樹木剪定作業中に突風が吹いたため脚立が揺られ、危険を感じたため、脚立上(地上1.3m)から飛び降り着地した際に右足首を捻った。	・剪定作業を行う際には落下の危険があるような不安全行動を実施しないよう指導していく。 ・強風が予測される日には脚立を使用した作業は行わせない。 ・高木の剪定作業については専門の業者に委託をおこなう。 ・包括委託受託者事業場にて墜落・転落災害の防止について再教育を実施済み。	委託先業者	72	男	右足首の捻挫
4	R6.3.22	4. 町村	処理場	①墜落・転落	最終沈殿池の東側半円部のかき寄せ機のレールやトラフ等についた藻の清掃作業中、高さ約1.7メートル、幅約0.4メートルのコンクリート外壁から、バランスを崩して落下し、体を強打したものの。	・外壁への昇り降りは、脚立を用いて慎重に行う。 ・トラフ、流出溝等の清掃は、滑り止め付きの長靴等を身に着け、外壁より内側の流出溝に下りて行う。 ・業務中の事故(ヒヤリハットを含む)は規模に関わらず速やかに報告する。	委託先業者	61	男	左多発肋骨骨折、骨盤骨折(全治1〜2カ月程度)

 :死亡事故  :負傷事故

3.工事故
(令和6年3月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	2 (0)	3 (1)	0 (4)	3 (0)	3 (1)	3 (3)	0 (2)	0 (3)	1 (2)	3 (0)	0 (2)	18 (20)
	2. 政令市	6 (3)	4 (3)	2 (2)	1 (4)	3 (2)	1 (2)	3 (1)	2 (2)	6 (1)	4 (2)	2 (2)	0 (2)	34 (26)
	3. 一般市	5 (2)	0 (5)	5 (1)	3 (5)	3 (4)	5 (5)	5 (4)	10 (6)	7 (5)	5 (8)	7 (2)	6 (4)	61 (51)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)	14 (10)	10 (12)	12 (4)	7 (8)	118 (104)
工事分類	1. 管きょ開削	6 (4)	6 (6)	5 (3)	3 (7)	7 (2)	7 (7)	9 (6)	9 (6)	9 (4)	6 (9)	9 (2)	5 (7)	81 (63)
	2. 管きょ推進	1 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	3 (10)
	3. 管きょシールド	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
	4. 管きょその他	0 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	10 (6)
	5. 処ボ土木建築	3 (0)	0 (1)	3 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	0 (1)	12 (12)
	6. 処ボ機械電気	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (9)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	5 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)	14 (10)	10 (12)	12 (4)	7 (8)	118 (104)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	5 (6)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	3 (1)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4)
	負傷事故	6 (4)	0 (4)	7 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (8)	8 (7)	8 (9)	9 (8)	8 (9)	9 (4)	7 (5)	74 (73)
	1. 墜落・転落	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)	1 (2)	2 (2)	2 (0)	2 (1)	2 (5)	2 (0)	1 (1)	16 (16)
	2. はさまれ・巻き込まれ	1 (1)	0 (2)	1 (0)	0 (3)	2 (3)	0 (0)	2 (4)	3 (3)	3 (2)	0 (1)	4 (2)	3 (2)	19 (23)
	3. 飛来・落下	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (2)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	5 (6)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	5 (2)
	7. 土砂崩壊	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (4)
	8. 交通事故	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	11. 火災・爆発	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (2)	2 (0)	1 (2)	1 (0)	1 (1)	7 (8)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (4)
	物損事故	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (2)	5 (2)	1 (3)	1 (1)	0 (2)	38 (26)
	12-2. 公衆災害(物損)	5 (4)	6 (2)	3 (3)	2 (4)	5 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (2)	5 (2)	1 (3)	1 (1)	0 (2)	38 (26)
	合計	11 (8)	6 (8)	10 (5)	4 (14)	9 (7)	10 (9)	11 (8)	13 (11)	14 (10)	10 (12)	12 (5)	7 (8)	117 (105)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	5 (6)
	2. 負傷	6 (4)	0 (4)	9 (2)	2 (7)	4 (6)	6 (9)	8 (7)	8 (9)	9 (8)	11 (9)	8 (3)	7 (5)	78 (73)
	合計	6 (4)	0 (6)	9 (2)	2 (10)	4 (6)	6 (9)	8 (7)	10 (9)	9 (8)	12 (9)	10 (5)	7 (6)	83 (81)
	累計	6 (4)	6 (10)	15 (12)	17 (22)	21 (28)	27 (37)	35 (44)	45 (53)	54 (61)	66 (70)	76 (75)	83 (81)	-

※()書きは、前年度(令和4年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年3月末時点

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
3月										
1	R6.3.2	4.町村	1.管きょ開削	材料検収	トラックの荷台に置かれたボックスカルバートの天端に上がり材料検収を行っていたところ、梯子を使用せず臀部からずり落ちる様に荷台に降りた際に、臀部がボックスカルバートに当たり、押し出される形で地面に転落し負傷した。	現場内	1.墜落・転落	41	男	右肘複雑骨折、右肩脱臼、右肘関節脱臼骨折、左手首骨折
2	R6.3.7	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	掘削作業において、オペレーターがBHを降りて2tDTをBH後方へ誘導していたところ、誘導者の指示する場所をDT運転者が降車して確認した際に、サイドブレーキをかけていなかったため、DTが動き出し誘導者がDTとBHに挟まれ負傷した。	現場内	1.はさまれ・巻き込まれ	65	男	内臓出血、肋骨骨折、骨盤ひび
3	R6.3.13	3.一般市	1.管きょ開削	管布設工	ボックスカルバート布設替え工事の現場において、バックホウを用いて路面養生のための敷鉄板の撤去作業を行っていたところ、バックホウのバケットが敷鉄板に引っかかり、跳ねた敷鉄板が近くで作業していた罹災者の足を直撃し負傷した。	現場内	1.はさまれ・巻き込まれ	60	男	左足甲部骨折
4	R6.3.15	3.一般市	5.処ボ土木建築	グラウト作業	既設ポンプ場の呑口部に流入した恒久グラウトの清掃作業を行うため、水替えポンプを設置しようとしていたところ、グレーチング蓋を開けた際に、グレーチングが滑り落ちそうになったことから、慌ててささえるように手を挟んでしまい負傷した。	現場内	1.はさまれ・巻き込まれ	28	男	右中指解放骨折、右環指解放骨折
5	R6.3.24	3.一般市	2.管きょ推進	覆工板にて道路開放	薬液注入工の養生として道路面に15cm角の鉄板を設置し、休日や夜間において道路開放していたところ、バイクで走行していた通行者がその鉄板の段差によりバイクごと転倒し負傷した。	現場内	12-1.公衆災害（人身）	-	女	第3者負傷
6	R6.3.27	3.一般市	1.管きょ開削	掘削	既設管の撤去に伴い、掘削作業中の側面の土砂が崩落し、土砂で作業員が胸まで埋まり負傷した。	現場内	7.土砂崩壊	69	男	肺気胸
7	R6.3.30	3.一般市	1.管きょ開削	土工作業	夜間作業の片づけ時において、バックホウで仮設材をダンプトラックに積込んでいたところ、被災者が資機材を持ってバックホウの旋回方向の反対側へ移動した際にバックホウの右側キャタピラと被災者の左足後方が接触して負傷した。	現場内	6.激突	-	男	左足骨折

:死亡事故

:負傷事

:物損事故

4.水質事故等 (令和6年3月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (2)	37 (34)
	累計	5 (3)	10 (8)	12 (14)	13 (17)	15 (20)	19 (20)	24 (23)	27 (26)	31 (29)	34 (32)	36 (34)	37 (36)	-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	1 (0)	8 (7)
	2. 政令市	0 (2)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (1)	1 (0)	0 (1)	6 (12)
	3. 一般市	4 (0)	2 (1)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (0)	4 (2)	1 (2)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	22 (13)
	4. 町村	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (2)	37 (34)
発生施設	1. 管渠	2 (1)	4 (1)	2 (4)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	2 (0)	1 (3)	0 (1)	0 (1)	14 (15)
	2. マンホール	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (2)
	3. 処理場	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (2)	2 (0)	2 (1)	0 (1)	10 (8)
	4. ポンプ場	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (5)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (2)	37 (34)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (3)	5 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (1)	1 (1)	21 (12)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (0)	0 (2)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (10)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	5 (12)
	合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (2)	37 (34)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (4)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (1)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (3)	0 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (2)	5 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (2)	1 (0)	0 (2)	1 (1)	1 (1)	22 (14)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	水質事故 合計	5 (3)	5 (3)	2 (4)	1 (3)	1 (3)	4 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (1)	3 (2)	1 (2)	1 (2)	32 (27)
	その他案件	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	5 (7)
	水質事故等 合計	5 (3)	5 (5)	2 (6)	1 (3)	2 (3)	4 (0)	5 (3)	3 (3)	4 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (2)	37 (34)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (7)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	1 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (7)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※() 書きは、前年度(令和4年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

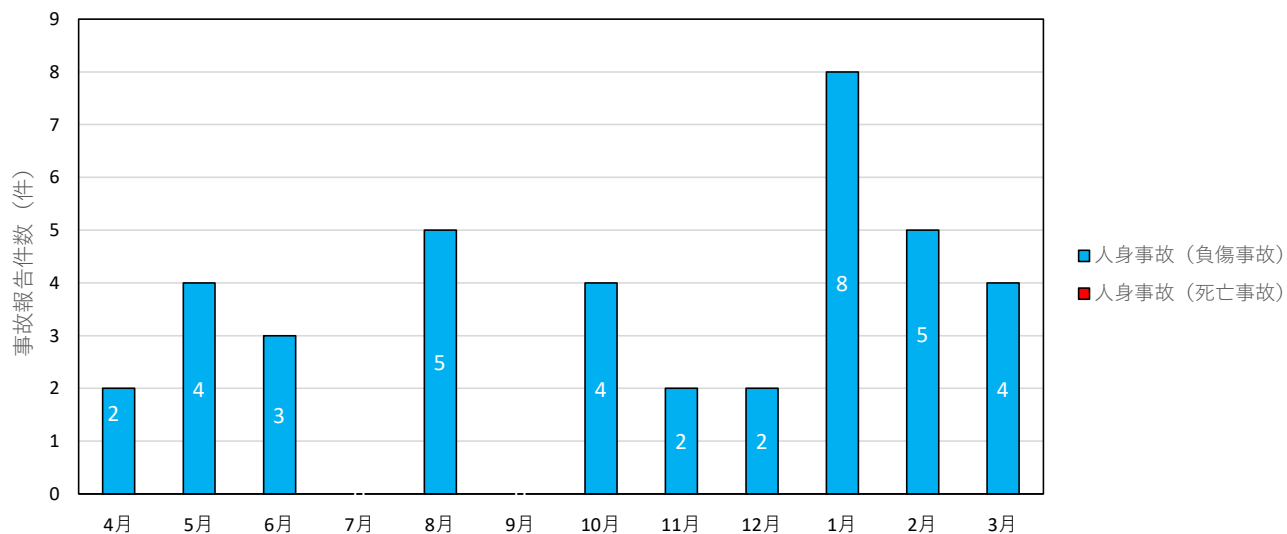
水質事故等情報データベース

令和6年3月末時点

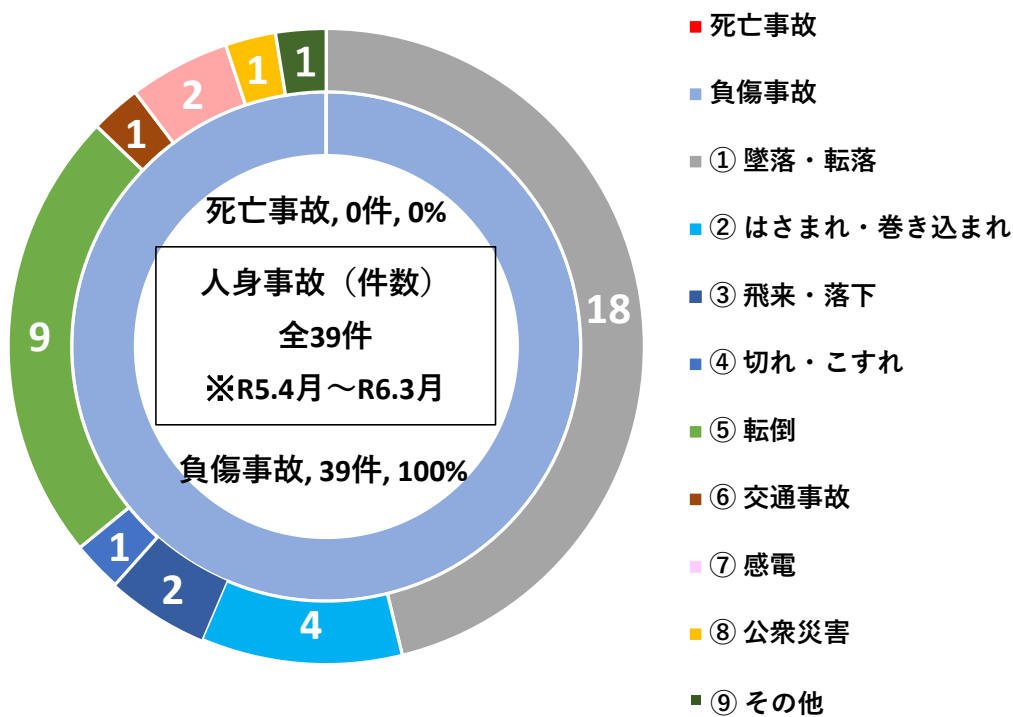
NO.	発生年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
3月							
1	R6.3.16	2.政令市	ポンプ場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	可とう継手部および配水管の破損により汚水がポンプ場内に溢水した。さらに汚水の一部が場外に流出した。	・中継ポンプ場停止した後、バキューム車による汚水輸送および破損箇所2カ所の復旧を行った。

○令和5年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数(人身事故)

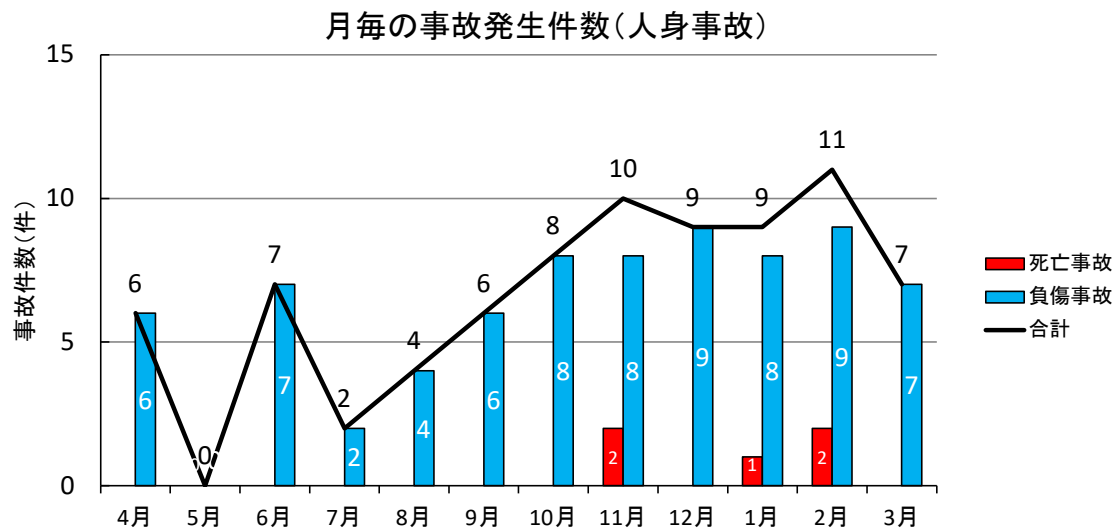
令和5年度の月毎の事故発生件数



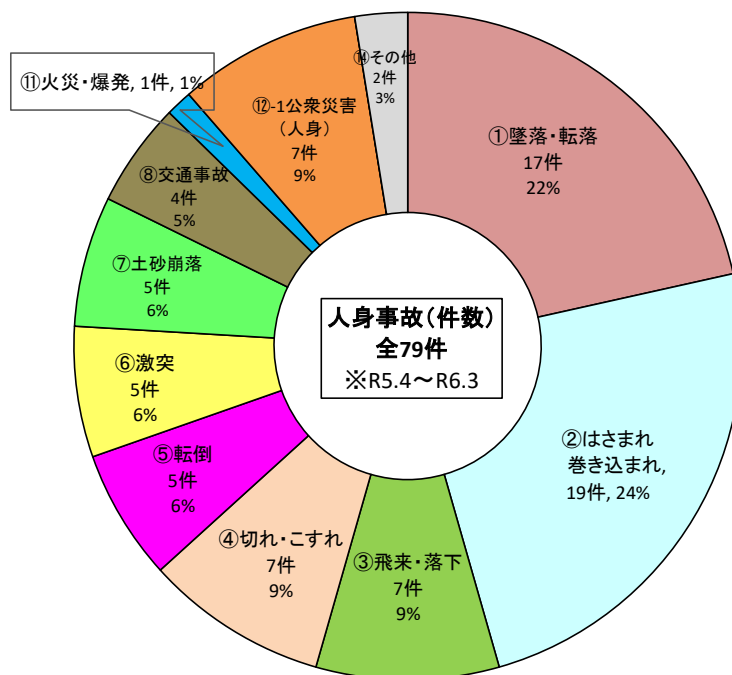
発生事故要因別事故件数



○令和5年度に国土交通省へ報告のあった工事事故件数(人身事故)

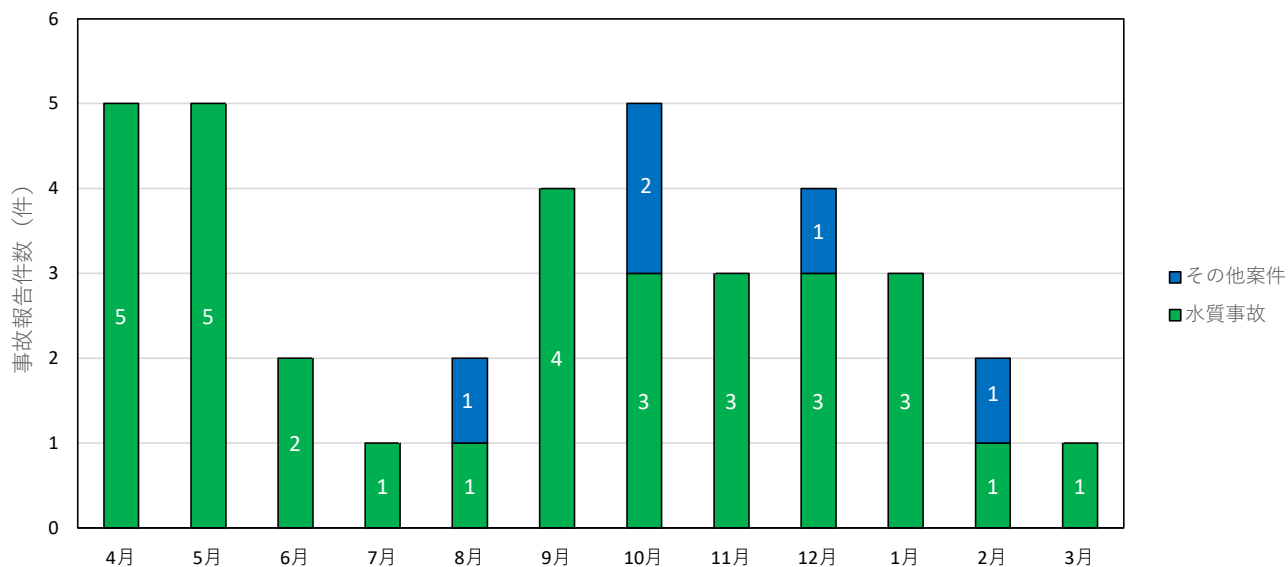


○発生事故要因別事故件数

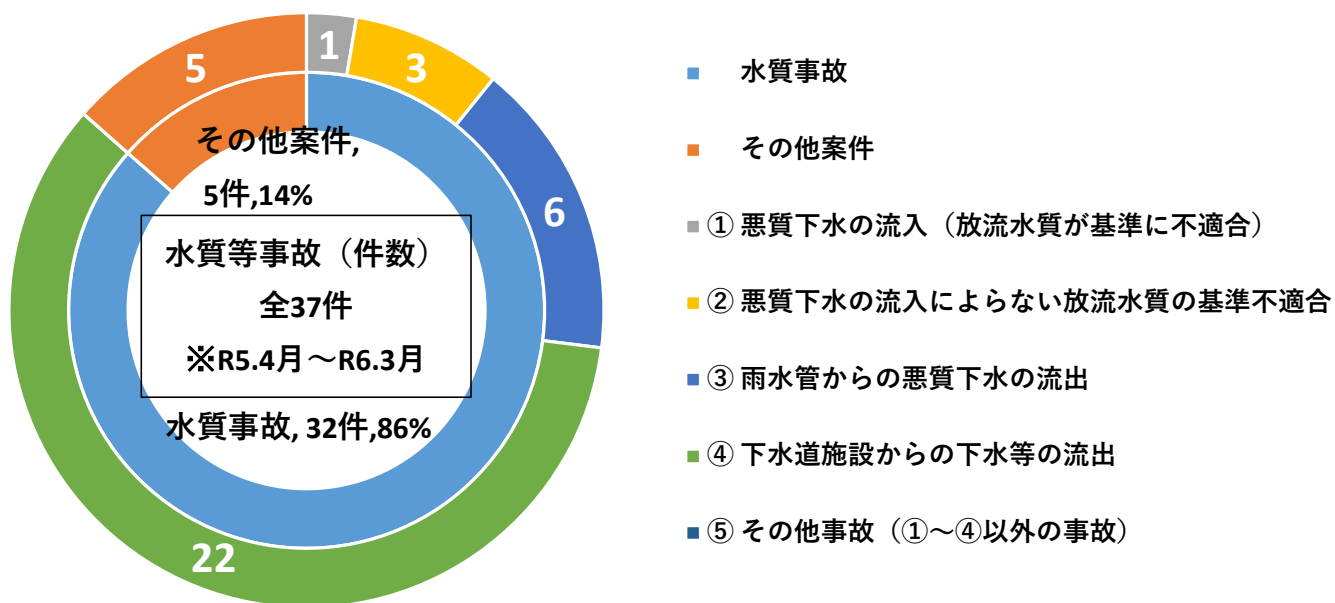


○令和5年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数(水質事故)

令和5年度の月毎の事故発生件数



発生事故要因別事故件数



都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 270 について
（令和6年4月分）

1. 維持管理作業事故

令和6年4月は5件（死亡：0件、負傷：5件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ総件数は3件増加しました。

負傷事故の事例として、終末処理場において、通常点検中、階段から踊り場まで転落した際、左上腕部を骨折するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和6年4月は6件（死亡：0件、負傷：5件、物損：1件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は5件減少しました。

負傷事故の事例として、アルミ矢板引抜作業中、腹越し持ち上げ時に手が滑り、右手中指が矢板と腹越しの間に挟まり負傷した事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和6年4月は2件（水質事故：2件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べると3件減少しました。

水質事故の事例として、配水管中に油詰まりおよび木の根の詰まりが発生することで緊急避難管から汚水が流出する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び

各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤 : sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武 : yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 6 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 6 年 4 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和6年4月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)												0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (2)												5 (39)	5 (39)
	合計	5 (2)												5 (39)	5 (39)
	累計	5 (2)												-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)												0 (5)	0 (5)
	2. 負傷事故	5 (6)												5 (74)	5 (74)
	合計	5 (6)												5 (79)	5 (79)
	累計	5 (6)												-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)												0 (5)	0 (5)
	2. 負傷事故	10 (8)												10 (113)	10 (113)
	合計	10 (8)												10 (118)	10 (118)
	累計	10 (8)												-	-

※下段()書きは前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年4月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)												2 (0)
	2. 政令市	0 (1)												0 (1)
	3. 一般市	3 (1)												3 (1)
	4. 町村	0 (0)												0 (0)
	5. その他	0 (0)												0 (0)
	合計	5 (2)												5 (2)
発生施設	1. 管渠	0 (0)												0 (0)
	2. マンホール	0 (0)												0 (0)
	3. 処理場	4 (1)												4 (1)
	4. ポンプ場	1 (1)												1 (1)
	5. その他	0 (0)												0 (0)
	合計	5 (2)												5 (2)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)												0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)												0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)												0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)												0 (0)
	5. 転倒	0 (0)												0 (0)
	6. 激突	0 (0)												0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)												0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)												0 (0)
	9. 感電	0 (0)												0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)												0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)												0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)												0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)												0 (0)
	14. その他	0 (0)												0 (0)
	負傷事故	5 (2)	0 (4)	0 (3)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (4)	0 (2)	0 (2)	0 (3)	0 (5)	0 (4)	5 (2)
	1. 墜落・転落	2 (1)												2 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)												0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)												0 (0)
	4. 切れ・こすれ	1 (0)												1 (0)
	5. 転倒	2 (0)												2 (0)
	6. 激突	0 (0)												0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)												0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)												0 (0)
	9. 感電	0 (0)												0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)												0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)												0 (0)
	12. 公衆災害	0 (1)												0 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)												0 (0)
	14. その他	0 (0)												0 (0)
	合計	5 (2)												5 (2)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)												0 (0)
	①死亡	0 (0)												0 (0)
	②負傷	0 (0)												0 (0)
	2. 委託先業者	4 (1)												4 (1)
	①死亡	0 (0)												0 (0)
	②負傷	4 (1)												4 (1)
	3. 第三者	0 (1)												0 (1)
	①死亡	0 (0)												0 (0)
	②負傷	0 (1)												0 (1)
	合計	4 (2)												4 (2)
	累計	4 (2)												- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年4月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
4月										
1	R6.4.5	都道府県	処理場	⑤転倒	ガラス器具を洗浄中、開いた収納扉に足を引っかけて転倒し、右大腿骨頸部骨折。	・原因箇所の蝶番および水質試験室内での収納扉の蝶番の不具合箇所の修理を実施 ・転倒事故について社内会議で報告し、事故状況を共有し再発防止に努める	委託先業者	61	女	右大腿骨頸部骨折
2	R6.4.11	都道府県	処理場	⑤転倒	返送汚泥ポンプのブーリー交換作業中、資器材運搬用の台車の転倒のため、左肘頭を骨折する	・臨時の社内安全会議を複数回に分けて開催し、台車への適切な積載方法、台車使用運搬ルートの明確化、ブーリー交換作業手順書使用の徹底等について作業員全員に周知 ・社内ポータルサイトを活用し今回の事故について水平展開し、他事業所において同種事故防止の徹底・安全意識向上を図る	委託先業者	52	男	左肘頭骨折
3	R6.4.15	一般市	処理場	⑤転倒	終末処理場のにおいて、通常点検中、階段から踊り場まで転落した際、左上腕部を骨折。	・タイル剥がれ箇所の再補修と仕上がりの確認 ・雨天時の朝礼で注意喚起 ・各危険要因での注意喚起 ・手すりの使用の徹底 ・安全教育の実施	委託先業者	62	男	左上腕部骨折
4	R6.4.18	一般市	ポンプ場	⑤転倒	通常点検中、ポンプの動作確認を行うためポンプ井の覆蓋（FRP製 重さ約20kg）を外そうとしたが、 罹災者一人だけで覆蓋を持ち上げて内部を確認しようとしたところ、覆蓋が枠から外れ、覆蓋とともにポンプ井（深さ5m）に転落した。	・覆蓋に落下防止のワイヤーを取り付けた。 ・危険作業は必ず安全性を確保したうえで、2人以上で行うよう市から維持管理業者に注意喚起を行った。 ・開口部の作業時には墜落制止用器具を装着することとする。 ・危険箇所に注意札の取り付けや立入禁止措置を行った。	委託先業者	45	男	左手前腕および右肩骨折
5	R6.4.19	一般市	処理場	⑤転倒	産廃運搬業務に伴うし溜用ストック箱交換業務中、ストック箱の設置状況を確認しようとした際、付近の排水柵に水柵の蓋がなかったため、排水柵内に足がはまってしまいバランスを崩し、靱帯損傷した。	・レジコン蓋および危険表示等設置	委託先業者	60	男	足の靱帯損傷

 :死亡事故  :負傷事故

3.工事事故
(令和6年4月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (0)												1 (0)
	2. 政令市	1 (6)												1 (6)
	3. 一般市	2 (5)												2 (5)
	4. 町村	1 (0)												1 (0)
	5. その他	1 (0)												1 (0)
	合計	6 (11)												6 (11)
工事分類	1. 管きょ開削	3 (6)												3 (6)
	2. 管きょ推進	0 (1)												0 (1)
	3. 管きょシールド	0 (0)												0 (0)
	4. 管きょその他	1 (0)												1 (0)
	5. 処ボ土木建築	1 (3)												1 (3)
	6. 処ボ機械電気	1 (1)												1 (1)
	7. 処ボその他	0 (0)												0 (0)
	合計	6 (11)												6 (11)
事故類型	死亡事故	0 (0)												0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)												0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)												0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)												0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)												0 (0)
	5. 転倒	0 (0)												0 (0)
	6. 激突	0 (0)												0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)												0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)												0 (0)
	9. 感電	0 (0)												0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)												0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)												0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)												0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)												0 (0)
	14. その他	0 (0)												0 (0)
	負傷事故	5 (6)												5 (6)
	1. 墜落・転落	3 (1)												3 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	2 (1)												2 (1)
	3. 飛来・落下	0 (1)												0 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)												0 (0)
	5. 転倒	0 (0)												0 (0)
	6. 激突	0 (0)												0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (1)												0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)												0 (0)
	9. 感電	0 (0)												0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)												0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (1)												0 (1)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (1)												0 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)												0 (0)
	14. その他	0 (0)												0 (0)
	物損事故	1 (5)												1 (5)
	12-2. 公衆災害(物損)	1 (5)												1 (5)
	合計	6 (11)												6 (11)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)												0 (0)
	2. 負傷	5 (6)												5 (6)
	合計	5 (6)												5 (6)
	累計	5 (6)												- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年4月末時点

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
4月										
1	R6.4.16	5.その他	5.処ボ土木建築	汚泥濃縮タンク掻き寄せ機撤去作業	汚泥濃縮タンク掻き寄せ機撤去作業において、つり上げ重量を軽減するため、掻き寄せ機本体と点検歩廊を接続するボルトを外した後安全帯フックを外して移動しようとした。腐食していた点検歩廊が傾き、バランスを崩した作業員が3.3m下に落下した。	現場内	1.墜落・転落	44	男	左腕部 骨折 1箇所、顔面左部 骨折 3箇所、脳内出血の疑いあり
2	R6.4.16	1.都道府県	6.処ボ機械電気	機器据付、配管敷設	第二分水槽の配管サポートを設置作業中、作業梯子がズレ落ち、左足が梯子にかかったまま右足のかかとを床に打ちつけ負傷	現場内	1.墜落・転落	50	男	右踵骨々折
3	R6.4.16	3.一般市	4.管きょその他	樹設置工	保護鉄蓋を設置する際、作業員の不注意により保護鉄蓋に手の右手中指を挟む事故が発生。天候は曇り、作業員はゴム手袋、安全靴、保護帽着用元作業を行っている。原因としては作業員の不注意・気の緩みに起因し、保護鉄蓋設置の際に底部を持ったことにより指が入り込み指を挟んだ為。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	64	男	右手中指骨折
4	R6.4.12	4.町村	1.管きょ開削	荷下ろし	4tトラック荷台からの荷下ろし作業後、荷台から降りる際に踏み外し転落。	現場内	1.墜落・転落	51	男	左足かかとの骨折
5	R6.4.22	3.一般市	1.管きょ開削	土工	下水道本管の埋戻し完了後、アルミ矢板引抜作業を行う際、腹起しを撤去するため、アルミ矢板と腹起しに跨った状態で作業を行い、腹起しを持ち上げた時、手が滑り右手中指がアルミ矢板と腹起しの間に挟まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	37	男	右手中指上部約8mm切断
6	R6.4.27	2.政令市	1.管きょ開削	取付管工	下水道取付管布設替え工事のためバックホウにて掘削作業中に誤ってガス供給管を毀損させてしまった。地盤が非常に硬く手掘りが困難であった事、ガス管が図上の位置と異なっていた事、また推進工法にて施工されており掘削・埋戻しの形跡がなく地盤の変化が確認できなかった事等が原因と考えられる。	現場内	12-2.公衆災害（物損）			ガス管損傷

:死亡事故 :負傷事故 :物損事故

4.水質事故等 (令和6年4月末時点)

[総括]

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	2 (5)												2 (5)
累計	2 (5)												-

[内訳]

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)											0 (1)
	2. 政令市	2 (0)											2 (0)
	3. 一般市	0 (4)											0 (4)
	4. 町村	0 (0)											0 (0)
	5. その他	0 (0)											0 (0)
	合計	2 (5)											2 (5)
発生施設	1. 管渠	2 (2)											2 (2)
	2. マンホール	0 (3)											0 (3)
	3. 処理場	0 (0)											0 (0)
	4. ポンプ場	0 (0)											0 (0)
	5. その他	0 (0)											0 (0)
	合計	2 (5)											2 (5)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	2 (3)											2 (3)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)											0 (2)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (0)											0 (0)
	合計	2 (5)											2 (5)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)											0 (0)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)											0 (0)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)											0 (0)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)											0 (0)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (5)											2 (5)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)											0 (0)
	水質事故 合計	2 (5)											2 (5)
	その他案件	0 (0)											0 (0)
	水質事故等 合計	2 (5)											2 (5)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)											0 (0)
	② 耐用年数以内	0 (1)											0 (1)
	③ 天災等	0 (0)											0 (0)
	合計	0 (1)											0 (1)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※() 書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年4月末時点

NO.	発生年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
4月							
1	R6.4.10	2.政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	管理局から地下埋設管より漏水しているとの通報により現地確認を行ったところ、φ600圧送管(供用年数38年／耐用年数50年)が破損していたもの。	・圧送管の2系統の内、漏水がない1系統に切替え済み ・現地掘削により空洞を確認し埋戻しを実施【空洞径約700mm 深さ約7,500mm(推定)】 ・当該ポンプ場及び圧送管施設は令和9年度に施設の統廃合により廃止する予定であるため、廃止までは目視による定期的なパトロールを実施し、不具合等の早期発見に務める。
2	R6.4.12	2.政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	住民より水路に臭いのする水が流出していると通報により現地確認した結果、配水管中に油詰まりおよび木の根の詰まりを原因とする緊急避難管からの汚水流出を確認したもの。	・管内清掃にて油詰まりおよび木の根を解消。 ・日々の点検調査の強化を図る。

事 務 連 絡
令和6年5月29日

新潟県、富山県、石川県水道行政担当課長 殿
新潟県、富山県、石川県、福井県下水道担当課長 殿
新潟市下水道担当部長 殿

国土交通省
大臣官房
参事官（上下水道技術）付上下水道技術企画官
水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室長
下水道事業課事業マネジメント推進室長

被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点について

令和6年能登半島地震では、最大約14万戸で断水が発生するなど上下水道施設において甚大な被害を受けました。国土交通省では、学識者等からなる「上下水道地震対策検討委員会」（委員長 滝沢智 東京大学教授）を設置し、被災市町の復興に向けた上下水道の整備の方向性などについて検討していただいているところです。今般、同委員会により別添のとおり「被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点」がとりまとめられました。

今後の被災自治体における復興にあたっては、本内容に留意し、適切な対応を図っていただくようお願いします。

各県におかれましては、被災市町（下水道事業を担当する政令指定都市を除く。）に対しても周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点について

令和6年5月29日

上下水道地震対策検討委員会

被災自治体においては、復興まちづくりなどを踏まえ、災害に強く、持続可能な水道事業、汚水処理事業を目指していく必要がある。そのため、被災自治体における復興に向けた上下水道施設整備の留意点は以下の通りとする。

- ・復興まちづくり、将来の人口動態、経済性、地域住民の意向など様々な観点から総合的に判断して、耐震性を備えることはもとより、施設規模の適正化や施設の広域化・統廃合の可能性や被災時の機能確保方法も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。
- ・地すべり地形分布図などを基に、地盤変状が生じる恐れのある区域や津波浸水想定区域では、被災のおそれのある箇所を避けた施設配置や代替性・多重性の確保を進めるべき。
- ・可搬式浄水設備／可搬式汚水処理設備の活用や代替水源の確保などによる代替性・多重性の確保と、事業の効率性向上とのバランスを図りながら、災害に強く持続可能なシステムを構築するべき。
- ・将来の人口動態の変化に柔軟に対応できる浄水設備・汚水処理設備の導入など新技術の導入を積極的に図るべき。
- ・台帳のデジタル化を最優先で進めつつ、施設の遠隔監視・遠方制御化やスマートメータの導入やドローンの活用などデジタルトランスフォーメーションを進めるべき。
- ・水道広域化推進プラン及び汚水処理広域化・共同化計画に基づく事業主体の広域連携や官民連携の推進により、事業執行体制や災害対応力の更なる強化を図るべき。

以上

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 271 について
（令和 6 年 5 月分）

1. 維持管理作業事故

令和 6 年 5 月は 2 件（死亡：0 件、負傷：2 件） の事故報告があり、昨年の同期間と比べ総件数は 2 件減少しました。

負傷事故の事例として、水処理棟地下管廊にて生汚泥の濃度測定中、高さ 2.6m のステージ上からコンクリート製床面に転落し、後頭部を打撲するという事故が発生しました。

2. 工事事故

令和 6 年 5 月は 4 件（死亡：0 件、負傷：4 件、物損：0 件） の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は 2 件減少しました。

負傷事故の事例として、雨水管を布設するため市道の掘削作業を行っていた際に隣接する三面張り水路が崩壊し水路上部にいた作業員が転落。作業員が掘削底面に着地後、水路上蓋が作業員の右足に落下し負傷する事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和 6 年 5 月は 3 件（水質事故：2 件、その他案件：1 件） の事故報告があり、昨年の同期間と比べると 2 件減少しました。

水質事故等の事例として、公共ますの調査のため、ボーリングバーを使用し地中探索作業中、ボーリングバーがガス引込管を破損させ、ガスが漏洩する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のＨＰにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のＨＰに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤 : sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林 : hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武 : yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 6 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 6 年 5 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事故
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和6年5月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)											0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (2)	2 (4)											7 (39)	7 (39)
	合計	5 (2)	2 (4)											7 (39)	7 (39)
	累計	5 (2)	7 (6)											-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)											0 (5)	0 (5)
	2. 負傷事故	5 (6)	4 (0)											9 (74)	9 (74)
	合計	5 (6)	4 (0)											9 (79)	9 (79)
	累計	5 (6)	9 (6)											-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)											0 (5)	0 (5)
	2. 負傷事故	10 (8)	6 (4)											16 (113)	16 (113)
	合計	10 (8)	6 (4)											16 (118)	16 (118)
	累計	10 (8)	16 (12)											-	-

※下段()書きは前年度(令和5年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和6年5月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	1 (0)											3 (0)
	2. 政令市	0 (1)	1 (0)											1 (1)
	3. 一般市	3 (1)	0 (3)											3 (4)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)											0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)											7 (6)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	3. 処理場	4 (1)	2 (2)											6 (3)
	4. ポンプ場	1 (1)	0 (1)											1 (2)
	5. その他	0 (0)	0 (1)											0 (1)
	合計	5 (2)	2 (4)											7 (6)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	負傷事故	5 (2)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)
	1. 墜落・転落	2 (1)	2 (1)											4 (2)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	4. 切れ・こすれ	1 (0)	0 (1)											1 (1)
	5. 転倒	2 (0)	0 (2)											2 (2)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	12. 公衆災害	0 (1)	0 (0)											0 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)											7 (6)

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	0 (1)											0 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	②負傷	0 (0)	0 (1)											0 (1)
	2. 委託先業者	4 (1)	2 (3)											6 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	②負傷	4 (1)	2 (3)											6 (4)
	3. 第三者	0 (1)	0 (0)											0 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)											0 (1)
	合計	4 (2)	2 (4)											6 (6)
	累計	4 (2)	6 (6)											- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和6年5月末時点

NO.	発生日月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
5月											
1	R6.5.24	都道府県	処理場	①墜落・転落	水処理棟地下管廊にて生汚泥の濃度測定中、高さ2.6mのステージ上からコンクリート製床面に転落し、ヘルメット着用状態で後頭部を打撲。	・被災箇所についての緊急是正として、身体を支えるべきチェーンが外れないよう、被災箇所のチェーン固定フックを加工済（U型からO型へ変更） ・同様の形状のチェーン固定が複数あったため是正 ・事故内容の周知及び危険予知活動並びに再発防止対策の徹底について指示 ・対策会議実施	委託先業者	52	男	右肩甲骨骨折・脳震盪による健忘	
2	R6.5.31	政令市	処理場	①墜落・転落	電気室屋上雨漏り対応中、降りようとした際に、屋上（庇）から転落し、多発骨折（左横突起・骨盤）（入院3週間）および脳出血（外傷性クモ膜下出血）した。 ・他作業員は、梯子を支えていなかった ・ハーネスは装着していたが、フックを掛けていない状態であった	・策定中	委託先業者	62	男	多発骨折（左横突起・骨盤）（入院3週間） 脳出血（外傷性クモ膜下出血）	

 :死亡事故 :負傷事故

3.工事事故
(令和6年5月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (0)	1 (2)											2 (2)
	2. 政令市	1 (6)	0 (4)											1 (10)
	3. 一般市	2 (5)	3 (0)											5 (5)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)											1 (0)
	5. その他	1 (0)	0 (0)											1 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)											10 (17)
工事分類	1. 管きょ開削	3 (6)	2 (6)											5 (12)
	2. 管きょ推進	0 (1)	1 (0)											1 (1)
	3. 管きょシールド	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	4. 管きょその他	1 (0)	0 (0)											1 (0)
	5. 処ボ土木建築	1 (3)	1 (0)											2 (3)
	6. 処ボ機械電気	1 (1)	0 (0)											1 (1)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)											10 (17)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	負傷事故	5 (6)	4 (0)											9 (6)
	1. 墜落・転落	3 (1)	1 (0)											4 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	2 (1)	2 (0)											4 (1)
	3. 飛来・落下	0 (1)	1 (0)											1 (1)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (1)	0 (0)											0 (1)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (1)	0 (0)											0 (1)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (1)	0 (0)											0 (1)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	物損事故	1 (5)	0 (6)											1 (11)
	12-2. 公衆災害(物損)	1 (5)	0 (6)											1 (11)
	合計	6 (11)	4 (6)											10 (17)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (0)											0 (0)
	2. 負傷	5 (6)	4 (0)											9 (6)
	合計	5 (6)	4 (0)											9 (6)
	累計	5 (6)	9 (6)											- -

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和6年5月末時点

No.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
5月										
1	R6.5.20	3.一般市	2.管きょ推進	人孔設置工	立坑内の2号人孔据付作業中、直壁の据付をしている際に、足場より足を滑らせ墜落して負傷した。	現場内	1.墜落・転落	49	男	右踵骨開放骨折
2	R6.5.20	3.一般市	1.管きょ開削	舗装工	舗装本復旧にむけた路盤整正作業中、罹災者がBHの死角に立ち入り雑草除去していた際にBHにはさまれた。誘導者は誘導に専念していたものの、近隣住民から話しかけられた結果、専念を怠り死角に入った作業員に気付かなかった。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	69	男	左足の脛骨、腓骨骨折
3	R6.5.21	3.一般市	1.管きょ開削	土工	雨水管を布設するため、市道の掘削作業を行っていたところ、隣接する三面張り水路が崩壊し、水路上部にいた作業員が転落。 作業員が掘削底面に着地後、水路上蓋が作業員の右足に落下し、負傷した。	現場内	3.飛来・落下	58	男	足の骨折
4	R6.5.31	1.都道府県	5.処ボ土木建築	キャストابل練、レンガ運搬配り	キャストابل(耐火コンクリート)をモルタルミキサで練り混ぜ中、排出状況が悪くなったため、排出口へ左手を入れ掻き出そうとしたところ、回転中の羽根に指を巻き込まれ被災した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	62	男	指の負傷

:死亡事故

:負傷事故

:物損事故

4.水質事故等 (令和6年5月末時点)

[総括]

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)											5 (10)
累計	2 (5)	5 (10)											-

[内訳]

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)	0 (2)										0 (3)
	2. 政令市	2 (0)	1 (1)										3 (1)
	3. 一般市	0 (4)	1 (2)										1 (6)
	4. 町村	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	5. その他	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)										5 (10)
発生施設	1. 管渠	2 (2)	2 (4)										4 (6)
	2. マンホール	0 (3)	0 (1)										0 (4)
	3. 処理場	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	5. その他	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)										5 (10)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (3)	2 (5)										3 (8)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (0)										0 (2)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	1 (0)	1 (0)										2 (0)
	合計	2 (5)	3 (5)										5 (10)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (5)	1 (5)										3 (10)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	水質事故 合計	2 (5)	2 (5)										4 (10)
	その他案件	0 (0)	1 (0)										1 (0)
	水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)										5 (10)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	② 耐用年数以内	1 (1)	1 (0)										2 (1)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)										0 (0)
	合計	1 (1)	1 (0)										2 (1)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※() 書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和6年5月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
5月						
1	R6.5.8	2.政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	県道の道路路肩より汚水が流出しているところ、令和5年度に漏水のあった箇所の近傍であり、φ300圧送管が損傷していると想定。 ・当該圧送管の二条化に向けた改築更新実施設計業務を実施しており、漏水の原因も調査中。今年度、改築更新工事を実施予定。 ・出汚水をバキューム車で吸引、汚水中継ポンプ場からの圧送停止により、汚水の流出停止 ・発見時から復旧完了まで片側交互通行の実施 ・原因特定・管渠の復旧完了・埋め戻し復旧まで完了 ・湾に隣接するため、必要に応じて水質調査を実施
2	R6.5.21	2.政令市	その他	その他案件	—	下水道台帳上に表示のある公共ますの調査のため、ボーリングバーを使用し地中探索作業中、ボーリングバーがガス引込管を破損させ、ガスが漏洩した。 ・宅地内であったことから、埋設位置を示す目印も無く、埋設物の位置を特定せず作業してしまったことが原因と考えられるため、作業前に埋設物の位置確認を徹底する ・不明な点がある場合は、埋設物管理者に問い合わせを行う ・調査箇所と地下埋設物が近接している際は、慎重に作業を進める
3	R6.5.23	2.政令市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	企業敷地内の重油配管が損傷し、配管専用のトラフ内に重油が漏れ出したと連絡が入り、社内施設の点検を実施した結果、配管の損傷および重油が充満していることを発見。 ・漏れ出した重油及び周辺土壌を除去済 ・雨水管渠出口と、排水機場吸水ボックス入口手前にオイルフェンスを設置済